

食安基発0701第1号
平成25年7月1日

各

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長
(公 印 省 略)

硫酸アルミニウムカリウム及び硫酸アルミニウムアンモニウムを
含有する膨脹剤の使用量の低減について（依頼）

平成23年度及び平成24年度に厚生労働省が実施したマーケットバスケット調査において、平均的なアルミニウムの摂取量については全ての年齢層において国際的なリスク評価機関であるFAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）が定めるアルミニウムの暫定耐容週間摂取量（以下「PTWI」という。）を下回りました。しかし、アルミニウムを使用した食品群を多く摂取する一部の1～6歳の小児（上位5%程度）において、PTWIを上回るとの結果が得られたところです。

この結果を受け、平成25年6月21日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会に対し本調査結果を報告し、今後の対応を検討したところ、偏った食生活を避け、バランスのとれた食生活を送ることが重要であるが、小児のアルミニウムの摂取量への寄与が大きいパン及び菓子への膨脹剤の使用について、関係業界に対して、自主的な低減の取組みを依頼するとともに、今後、使用実態を踏まえ、アルミニウムを含有する食品添加物の使用基準を設定することを検討するとの方針が了承されました。

つきましては、これまでも業界団体において硫酸アルミニウムカリウム等、アルミニウムを含有する膨脹剤について、使用量の低減や代替品の使用等の取組みを実施されてきたと承知していますが、上記の趣旨を踏まえ、引き続き、その取組みを強化・推進していただくようよう貴管下関係者に対する周知方よろしくお願ひします。

なお、関係業界団体の長に対し、別添のとおり通知していることを申し添えます。

（参考）

平成25年6月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000034tf3.html>



食安基発0701第2号
平成25年7月1日

各（個別）業界団体の長（別記1） 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長

硫酸アルミニウムカリウム及び硫酸アルミニウムアンモニウムを
含有する膨脹剤の使用量の低減について（依頼）

平成23年度及び平成24年度に厚生労働省が実施したマーケットバスケット調査において、平均的なアルミニウムの摂取量については全ての年齢層において国際的なリスク評価機関であるFAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）が定めるアルミニウムの暫定耐容週間摂取量（以下「PTWI」という。）を下回りました。しかし、アルミニウムを使用した食品群を多く摂取する一部の1～6歳の小児（上位5%程度）において、PTWIを上回るとの結果が得られたところです。

この結果を受け、平成25年6月21日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会に対し本調査結果を報告し、今後の対応を検討したところ、偏った食生活を避け、バランスのとれた食生活を送ることが重要であるが、小児のアルミニウムの摂取量への寄与が大きいパン及び菓子への膨脹剤の使用について、関係業界に対して、自主的な低減の取組みを依頼するとともに、今後、使用実態を踏まえ、アルミニウムを含有する食品添加物の使用基準を設定することを検討するとの方針が了承されました。

つきましては、これまでも硫酸アルミニウムカリウム等、アルミニウムを含有する膨脹剤について、使用量の低減や代替品の使用等の取組みを実施されてきたと承知していますが、上記の趣旨を踏まえ、引き続き、その取組みを強化・推進していただくようお願いいたします。

（参考）

平成25年6月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000034tf3.html>

(別記1)

日本食品添加物協会会長

全日本菓子協会会長

一般社団法人 日本パン工業会会長理事

日本プレミックス協会会長

全日本パン協同組合連合会会長